

愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県核燃料税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年8月31日条例第21号）の一部改正

第1条に係る部分

新	旧				
<p>（県民税の税率）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 県民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の4を乗じて得た金額とする。</p>	<p>（県民税の税率）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 県民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）は、次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を順次適用して計算した金額（課税山林所得金額が700万円を超える場合にあつては、当該課税山林所得金額の5分の1の金額を同表の左欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に応ずる当該税率を順次適用して計算した金額の合計額に5を乗じて得た金額）の合計額によつて課する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">700万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">700万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の3</td> </tr> </table>	700万円以下の金額	100分の2	700万円を超える金額	100分の3
700万円以下の金額	100分の2				
700万円を超える金額	100分の3				
<p>3 県民税の分離課税に係る所得割の額は、その年中の退職所得の金額に100分の4を乗じて得た金額とする。</p>	<p>3 県民税の分離課税に係る所得割の額は、その年中の退職所得の金額を前項の表の左欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を順次適用して計算した金額の合計額によつて課する。</p>				
<p>4～8 省略</p> <p>（調整控除）</p> <p>第14条 県民税の所得割の納税義務者については、その者の前条第2項及び第8項の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前条第8項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合に、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額</p>	<p>4～8 省略</p> <p>（変動所得又は臨時所得がある場合の税額の計算）</p> <p>第14条 前年において、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第7条の16の2に規定する所得（以下本条において「変動所得」という。）の金額（前年前2年内に生じた変動所得の金額があるときは、前年の変動所得の金額が、前年前2年内に生じた変動所得の金額の合計額の2分の1を超える場合の変動所得の金額に限る。）及び令第7条の17に規定する臨時所得の金額の合計額が総所得金額の100分の20以上である場合において、納税義務者が法第36条の規定による申告書を提出したときは、当該納税義務</p>				

新	旧
<p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第37条第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 当該納税義務者の合計課税所得金額</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合</p> <p>アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の2に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第37条第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額</p>	<p>務者の総所得金額に対する所得割の額は、前条の規定によつて計算した金額によらず、所得税法(昭和40年法律第33号)第90条の規定の例によつて計算した金額によるものとする。</p>
<p>(外国税額控除)</p> <p>第15条 県民税の所得割の納税義務者が、法第37条の2に規定する外国の所得税等(以下この条において「外国の所得税等」という。)を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法(昭和40年法律第33号)第95条第1項の控除限度額を超える額があるときは、<u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u>第7条の19に規定するところにより計算した額を限度として、同条に規定するところにより、当該超える金額(同条に規定する金額に限る。)をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p>	<p>2 前項の規定は、課税総所得金額が所得割の最も低い税率の適用される区分に属する場合には、適用しない。</p> <p>(外国税額控除)</p> <p>第15条 県民税の所得割の納税義務者が、法第37条の2に規定する外国の所得税等(以下この条において「外国の所得税等」という。)を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第95条第1項の控除限度額を超える額があるときは、<u>令</u>第7条の19に規定するところにより計算した額を限度として、同条に規定するところにより、当該超える金額(同条に規定する金額に限る。)をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p>
<p>第16条 県民税の所得割の納税義務者が、法第32条第13項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額</p>	<p>第16条 県民税の所得割の納税義務者が、法第32条第13項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額</p>

新

を課された場合又は同条第15項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額を、その者の前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法人の事業税の税率等)

第18条の2 法人の行う事業(特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。))並びに電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア・イ 省略

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.8
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.5
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の7.2

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の6.6

旧

を課された場合又は同条第15項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の32を乗じて得た金額を、その者の前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法人の事業税の税率等)

第18条の2 法人の行う事業(特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。))並びに電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア・イ 省略

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の4.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の6.6
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の8.6

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の7.5

新	旧																				
<p>(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td>100分の5</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td>100分の7.3</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得</td> <td>100分の9.6</td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の7.3	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の9.6	<p>(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td>100分の5.6</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td>100分の8.4</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得</td> <td>100分の11</td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の8.4	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の11								
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5																				
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の7.3																				
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の9.6																				
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6																				
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の8.4																				
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の11																				
<p>2 特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1"> <tr> <td>各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td>100分の5</td> </tr> <tr> <td>各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額</td> <td>100分の6.6</td> </tr> </table> <p>(2) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1"> <tr> <td>各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td>100分の5</td> </tr> <tr> <td>各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td>100分の7.3</td> </tr> <tr> <td>各特定信託の各計算期間の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td>100分の9.6</td> </tr> </table>	各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5	各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額	100分の6.6	各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5	各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の7.3	各特定信託の各計算期間の所得のうち年800万円を超える金額	100分の9.6	<p>2 特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1"> <tr> <td>各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td>100分の5.6</td> </tr> <tr> <td>各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額</td> <td>100分の7.5</td> </tr> </table> <p>(2) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1"> <tr> <td>各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td>100分の5.6</td> </tr> <tr> <td>各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td>100分の8.4</td> </tr> <tr> <td>各特定信託の各計算期間の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td>100分の11</td> </tr> </table>	各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6	各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額	100分の7.5	各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6	各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の8.4	各特定信託の各計算期間の所得のうち年800万円を超える金額	100分の11
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5																				
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額	100分の6.6																				
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5																				
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の7.3																				
各特定信託の各計算期間の所得のうち年800万円を超える金額	100分の9.6																				
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6																				
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額	100分の7.5																				
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6																				
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の8.4																				
各特定信託の各計算期間の所得のうち年800万円を超える金額	100分の11																				
<p>3 電気供給業、ガス供給業及び保険業に対する事業税の額は、各事</p>	<p>3 電気供給業、ガス供給業及び保険業に対する事業税の額は、各事</p>																				

新	旧
<p>業年度の収入金額に<u>100分の1.3</u>を乗じて得た金額とする。</p> <p>4 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものを行う事業に対する事業税の額は、第1項又は第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額  ア・イ 省略  ウ 各事業年度の所得及び清算所得に<u>100分の7.2</u>を乗じて得た金額  エ 各特定信託の各計算期間の所得に<u>100分の9.6</u>を乗じて得た金額</p> <p>(2) 特別法人 次に掲げる金額の合計額  ア 各事業年度の所得及び清算所得に<u>100分の6.6</u>を乗じて得た金額  イ 各特定信託の各計算期間の所得に<u>100分の6.6</u>を乗じて得た金額</p> <p>(3) その他の法人 次に掲げる金額の合計額  ア 各事業年度の所得及び清算所得に<u>100分の9.6</u>を乗じて得た金額  イ 各特定信託の各計算期間の所得に<u>100分の9.6</u>を乗じて得た金額</p> <p>(自動車税の税率)</p> <p>第43条 自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) バス(三輪の小型自動車であるものを除く。)  営業用  一般乗合用 <u>道路運送法(昭和26年法律第183号)第5条第</u></p>	<p>業年度の収入金額に<u>100分の1.5</u>を乗じて得た金額とする。</p> <p>4 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものを行う事業に対する事業税の額は、第1項又は第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額  ア・イ 省略  ウ 各事業年度の所得及び清算所得に<u>100分の8.6</u>を乗じて得た金額  エ 各特定信託の各計算期間の所得に<u>100分の11</u>を乗じて得た金額</p> <p>(2) 特別法人 次に掲げる金額の合計額  ア 各事業年度の所得及び清算所得に<u>100分の7.5</u>を乗じて得た金額  イ 各特定信託の各計算期間の所得に<u>100分の7.5</u>を乗じて得た金額</p> <p>(3) その他の法人 次に掲げる金額の合計額  ア 各事業年度の所得及び清算所得に<u>100分の11</u>を乗じて得た金額  イ 各特定信託の各計算期間の所得に<u>100分の11</u>を乗じて得た金額</p> <p>(自動車税の税率)</p> <p>第43条 自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) バス(三輪の小型自動車であるものを除く。)  営業用  一般乗合用 _____</p>

新	旧
<p>1 項第 3 号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。 以下自動車税について同様とする。)</p> <p>省略 その他 省略 自家用 省略 (4)・(5) 省略 2・3 省略 附 則 (個人の県民税の税額控除の特例)</p> <p>第 5 条 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額と第 3 号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第 2 号に掲げる額を同号に掲げる額と第 3 号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1) 省略 (2) 当該納税義務者の第13条から第15条まで、<u>附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 4 第 1 項</u>の規定を適用して計算した場合の所得割の額 (3) 当該納税義務者の法第314条の 3、<u>第314条の 6</u>、第314条の 7、<u>附則第 5 条第 3 項及び附則第 5 条の 4 第 6 項</u>の規定に係る市町の条例の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p> <p>2 省略 第 6 条 削除</p>	<p>省略 その他 省略 自家用 省略 (4)・(5) 省略 2・3 省略 附 則 (個人の県民税の税額控除の特例)</p> <p>第 5 条 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額と第 3 号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第 2 号に掲げる額を同号に掲げる額と第 3 号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1) 省略 (2) 当該納税義務者の第13条から第15条まで及び<u>附則第 7 条第 1 項</u>の規定を適用して計算した場合の所得割の額 (3) 当該納税義務者の法第314条の 3、<u>第314条の 4</u>、第314条の 7 及び<u>附則第 5 条第 3 項</u>の規定に係る市町の条例の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p> <p>2 省略 第 6 条 平成11年度以後の各年度分の個人の県民税について、県民税</p>

新	旧
<p>(個人の県民税の配当控除)</p> <p>第7条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得(法附則第5条第1項に規定する剰余金の配当(以下この条において「剰余金の配当」という。))、同項に規定す</p>	<p>に係る定率による税額控除の額を、所得割の納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割(第13条第3項に規定する分離課税に係る所得割を除く。)の額から控除する。この場合における第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「前3条及び附則第6条第1項」とする。</p> <p>2 前項に規定する県民税に係る定率による税額控除の額とは、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額の100分の7.5に相当する金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額(当該金額で2万円を超える場合には、2万円))に第1号に掲げる額を同号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額)をいう。</p> <p>(1) 当該納税義務者の第13条から第15条まで、前条第1項及び次条第1項の規定を適用して計算した場合の所得割(第13条第3項に規定する分離課税に係る所得割を除く。)の額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)</p> <p>(2) 当該納税義務者の法第314条の3、第314条の4及び第314条の7並びに附則第3条の3第5項及び第5条第3項の規定に係る市町の条例の規定を適用して計算した場合の所得割(法第295条第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。)の額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)</p> <p>(個人の県民税の配当控除)</p> <p>第7条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得(法附則第5条第1項に規定する剰余金の配当(以下この条において「剰余金の配当」という。))、同項に規定す</p>

新	旧
<p>る利益の配当（以下この条において「利益の配当」という。）、同項に規定する剰余金の分配（以下この条において「剰余金の分配」という。）、同項に規定する証券投資信託（以下この条において「証券投資信託」という。）若しくは同項に規定する特定投資信託（以下この条において「特定投資信託」という。）の収益の分配（所得税法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。）又は法附則第5条第1項に規定する特定目的信託（以下この条において「特定目的信託」という。）の収益の分配に係る所得税法第24条に規定する配当所得（内国法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）があるときは、次に掲げる金額の合計額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、法附則第5条第1項第1号に規定する特定株式投資信託（以下この条において「特定株式投資信託」という。）又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の<u>100分の1.2</u>（課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、<u>100分の0.6</u>）に相当する金額</p> <p>(2) 特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得（租税特別措置法第9条第4項に規定する一般外貨建等証券投資信託の収益の分配（以下この条において「一般外貨建等証</p>	<p>る利益の配当（以下この条において「利益の配当」という。）、同項に規定する剰余金の分配（以下この条において「剰余金の分配」という。）、同項に規定する証券投資信託（以下この条において「証券投資信託」という。）若しくは同項に規定する特定投資信託（以下この条において「特定投資信託」という。）の収益の分配（所得税法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。）又は法附則第5条第1項に規定する特定目的信託（以下この条において「特定目的信託」という。）の収益の分配に係る所得税法第24条に規定する配当所得（内国法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）があるときは、次に掲げる金額の合計額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、法附則第5条第1項第1号に規定する特定株式投資信託（以下この条において「特定株式投資信託」という。）又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の<u>100分の0.8</u>（課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、<u>100分の0.4</u>）に相当する金額</p> <p>(2) 特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得（租税特別措置法第9条第4項に規定する一般外貨建等証券投資信託の収益の分配（以下この条において「一般外貨建等証</p>



新	旧
<p>券投資信託の収益の分配」という。)に係るものを除く。以下この号において「証券投資信託に係る配当所得」という。)については、当該証券投資信託に係る配当所得の金額の100分の0.6(課税総所得金額から一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該証券投資信託に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該証券投資信託に係る配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該証券投資信託に係る配当所得の金額)については、<u>100分の0.3</u>)に相当する金額</p> <p>(3) 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の0.3(課税総所得金額が1,000万円を超える場合には、当該配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額)については、<u>100分の0.15</u>)に相当する金額</p> <p>2 省略</p> <p>第7条の2 削除</p>	<p>券投資信託の収益の分配」という。)に係るものを除く。以下この号において「証券投資信託に係る配当所得」という。)については、当該証券投資信託に係る配当所得の金額の100分の0.4(課税総所得金額から一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該証券投資信託に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該証券投資信託に係る配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該証券投資信託に係る配当所得の金額)については、<u>100分の0.2</u>)に相当する金額</p> <p>(3) 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の0.2(課税総所得金額が1,000万円を超える場合には、当該配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額)については、<u>100分の0.1</u>)に相当する金額</p> <p>2 省略 (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の特例)</p> <p>第7条の2 平成17年度から平成20年度までの各年度分の個人の県民税に係る第16条の規定の適用については、同条中「100分の32」とあるのは、「<u>3分の1</u>」とする。</p>
<p>(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第1項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するもの</p>	

新	旧
<p>とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「前3条及び附則第7条の4第1項」とする。</p> <p>3 第1項の規定は、<u>県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、地方税法施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、法附則第5条の4第8項の市町村民税に関する申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町長に提出した場合（同条第4項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。</u></p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から平成21年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、法附則第6条第1項に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第12条から第15条まで、<u>附則第7条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず</u>、次に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>(1) 租税特別措置法第25条第2項第1号に規定する売却価額の合計額に<u>100分の0.6</u>を乗じて計算した金額</p>	<p>（肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から平成21年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、法附則第6条第1項に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第12条から第15条まで<u>及び附則第7条第1項の規定にかかわらず</u>、次に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>(1) 租税特別措置法第25条第2項第1号に規定する売却価額の合計額に<u>100分の0.5</u>を乗じて計算した金額</p>

新	旧				
<p>(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第12条から第15条まで、<u>附則第7条第1項及び前条第1項の規定により計算した所得割の額に相当する金額</u></p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第16条及び<u>附則第5条第1項</u>の規定の適用については、第16条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第8条第1項」と、附則第5条第1項第2号中「<u>及び附則第7条の4第1項</u>」とあるのは「<u>、附則第7条の4第1項</u>及び附則第8条第1項」と、<u>同項第3号中「及び附則第5条第3項」とあるのは「、附則第5条第3項及び附則第6条第5項」とする。</u></p> <p>(<u>県民税の分離課税に係る所得割の額の特例</u>)</p>	<p>(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第12条から第15条まで<u>及び附則第7条第1項</u>の規定により計算した所得割の額に相当する金額</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第16条<u>並びに</u>附則第5条第1項及び第6条の規定の適用については、第16条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第8条第1項」と、附則第5条第1項第2号中「<u>附則第7条第1項</u>」とあるのは「<u>附則第7条第1項及び第8条第1項</u>」と、附則第6条第2項第1号中「<u>及び次条第1項</u>」とあるのは「<u>、次条第1項及び附則第8条第1項</u>」とする</p> <p>。</p> <p>(<u>県民税の分離課税に係る所得割の特例</u>)</p>				
<p>第9条 県民税の分離課税に係る所得割の額は、当分の間、<u>第13条第3項の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。</u></p>	<p>第9条 県民税の分離課税に係る所得割の額の計算については、<u>当分の間第13条第3項中「合計額」とあるのは、「合計額からその10分の1に相当する金額を控除して得た額」とする。</u></p> <p>2 県民税の分離課税に係る所得割の額は、当分の間、<u>第13条第3項の規定によつて計算した金額によらず、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額に応ずる別表に定める金額によるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1169 1015 2056 1310"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 1015 1610 1145">法第50条の6第1項第1号又は同条第2項の規定に該当する場合</td> <td data-bbox="1610 1015 2056 1145">その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1145 1610 1310">法第50条の6第1項第2号の規定に該当する場合</td> <td data-bbox="1610 1145 2056 1310">その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等との合計額から退職所得控除額を控除した残額</td> </tr> </tbody> </table>	法第50条の6第1項第1号又は同条第2項の規定に該当する場合	その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額	法第50条の6第1項第2号の規定に該当する場合	その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等との合計額から退職所得控除額を控除した残額
法第50条の6第1項第1号又は同条第2項の規定に該当する場合	その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額				
法第50条の6第1項第2号の規定に該当する場合	その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等との合計額から退職所得控除額を控除した残額				

新	旧	
<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第10条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得(法附則第33条の3第2項に規定する所得を除く。)を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、<u>前年中の</u>法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額(以下この項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する県民税の所得割を課する。</p> <p>(1) 土地等に係る事業所得等の金額(法附則第33条の3第3項第3号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の<u>100分の4.8</u>に相当する金額</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>第14条から第16条まで、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第10条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。</u></p> <p>(2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の<u>所得割の額及び</u></p>	<p>法第50条の8の規定に該当する場合</p>	<p>その年中の退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額</p>
<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第10条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得(法附則第33条の3第2項に規定する所得を除く。)を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、<u>                    </u>法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額(以下この項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する県民税の所得割を課する。</p> <p>(1) 土地等に係る事業所得等の金額(法附則第33条の3第3項第3号の規定により<u>                    </u>適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の<u>100分の3</u>に相当する金額</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>第15条、第16条及び附則第7条第1項                    </u>の規定の適用については、<u>これらの規定                    </u></p> <p><u>                    </u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、<u>同項各号                    </u>中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第10条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。</p> <p>(2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の<u>所得割の額及び</u></p>	<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第10条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得(法附則第33条の3第2項に規定する所得を除く。)を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、<u>                    </u>法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額(以下この項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する県民税の所得割を課する。</p> <p>(1) 土地等に係る事業所得等の金額(法附則第33条の3第3項第3号の規定により<u>                    </u>適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の<u>100分の3</u>に相当する金額</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>第15条、第16条及び附則第7条第1項                    </u>の規定の適用については、<u>これらの規定                    </u></p> <p><u>                    </u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、<u>同項各号                    </u>中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第10条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。</p> <p>(2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の<u>所得割の額及び</u></p>	<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第10条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得(法附則第33条の3第2項に規定する所得を除く。)を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、<u>                    </u>法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額(以下この項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する県民税の所得割を課する。</p> <p>(1) 土地等に係る事業所得等の金額(法附則第33条の3第3項第3号の規定により<u>                    </u>適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の<u>100分の3</u>に相当する金額</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>第15条、第16条及び附則第7条第1項                    </u>の規定の適用については、<u>これらの規定                    </u></p> <p><u>                    </u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、<u>同項各号                    </u>中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第10条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。</p> <p>(2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の<u>所得割の額及び</u></p>

新	旧
<p>に附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第10条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第33条の3第5項_____の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。</p>	<p>__附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第10条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第2項第1号中「除く。」の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」と、同項第2号中「除く。」の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。</p>
<p>3 省略 （長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）</p> <p>第12条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第34条第2項に規定する長期譲渡所得の金額に対し、課税長期譲渡所得金額（法附則第34条第1項から第3項までの規定により計算した金額とする。次条第1項及び第2項並びに附則第14条において同じ。）の100分の2に相当する金額に</p>	<p>3 省略 （長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）</p> <p>第12条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第34条第2項に規定する長期譲渡所得の金額に対し、課税長期譲渡所得金額（法附則第34条第1項から第3項までの規定により計算した金額とする。以下この条から附則第14条まで_____において同じ。）の100分の1.6に相当する金額に</p>

新	旧
<p>相当する県民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。</p> <p>(2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第34条第4項_____の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。</p>	<p>相当する県民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第15条、第16条及び附則第7条第1項_____の規定の適用については、これらの規定_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号_____中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。</p> <p>(2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び_____附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第34条第4項において準用する同条第1項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「除く。）の額」とあるのは「除く。）の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第2項第1号中「除く。）の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。）の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」と、同項第2号中「除く。）の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除</p>

新	旧
<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第13条 昭和63年度から平成21年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第15条第2項において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が、2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の<u>100分の1.6</u>に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 32万円</p> <p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の<u>100分の2</u>に相当する金額</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条まで、第36条の2、</p>	<p>く。)の額並びに法附則第34条第4項において準用する同条第1項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額の合計額(当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第13条 昭和63年度から平成21年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条_____において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が、2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の<u>100分の1.3</u>に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 26万円</p> <p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の<u>100分の1.6</u>に相当する金額</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条まで、第36条の2、</p>

新	旧
<p>第36条の5から第37条まで、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の4までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。  (居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p>	<p>第36条の5から第37条まで、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の2又は第37条の9の3の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。  (居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p>
<p>第14条 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条の3第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第12条第1項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する県民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の<u>100分の1.6</u>に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 96万円</p> <p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の<u>100分の2</u>に相当する金額</p> <p>(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p>	<p>第14条 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条の3第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第12条第1項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する県民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の<u>100分の1.3</u>に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 78万円</p> <p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の<u>100分の1.6</u>に相当する金額</p> <p>(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p>
<p>第15条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条第2項に規定する短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(法附則第35条第1項、第2項及び第4項の規定により計算した金額とする。)の<u>100分の3.6</u>に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。</p>	<p>第15条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条第2項に規定する短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(法附則第35条第1項、第2項及び第4項の規定により計算した金額とする。)の<u>100分の3</u>に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。</p>



新	旧
<p>2 前項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡が租税特別措置法第28条の4第3項第1号から第3号までに掲げる譲渡に該当することにつき地方税法施行規則で定めるところにより証明がされたものに係る前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の3.6</u>」とあるのは、「<u>100分の2</u>」とする。</p>	<p>2 前項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡が租税特別措置法第28条の4第3項第1号から第3号までに掲げる譲渡に該当することにつき地方税法施行規則で定めるところにより証明がされたものに係る前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の3</u>」とあるのは、「<u>100分の1.6</u>」とする。</p>
<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額</u>」と、第15条及び第16条中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額</u>」と、附則第7条第1項各号中「<u>課税総所得金額</u>」とあるのは「<u>課税総所得金額及び附則第15条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額</u>」とする。</p> <p>(2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「<u>適用した場合の所得割の額</u>」とあるのは「<u>適用した場合の所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額</u>」と、同項第1号中「<u>山林所得金額</u>」とあるのは「<u>山林所得金額並びに法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額</u>」と、同項第2号中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額</u>」と、同項第3号中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額並びに法附則第35条第5項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額</u>」とする。</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p>	<p>3 附則第12条第2項の規定は、第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「<u>附則第12条第1項</u>」とあるのは「<u>附則第15条第1項</u>」と、「<u>課税長期譲渡所得金額</u>」とあるのは「<u>課税短期譲渡所得金額</u>」と、「<u>法附則第34条第1項</u>」とあるのは「<u>法附則第35条第1項</u>」と、「<u>長期譲渡所得の金額</u>」とあるのは「<u>短期譲渡所得の金額</u>」と、「<u>法附則第34条第4項</u>」とあるのは「<u>法附則第35条第5項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p>
<p>第16条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等</p>	<p>第16条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に法附則第35条の2第1項に規定する株式等（以下この項において「<u>株式等</u>」という。）の譲渡（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下</p>

新	旧
<p>_____については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額に対し、同項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第7条第1項各号_____中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。</p> <p>(2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第35条の2第6項_____の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。</p>	<p>この項及び次条第1項において同じ。)をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(租税特別措置法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、_____法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額に対し、同項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.6に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第15条、第16条及び附則第7条第1項_____の規定の適用については、これらの規定_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第16条中「同条第15項」とあるのは「法附則第35条の2第6項」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。</p> <p>(2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び_____附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第35条の2第9項において準用する同条第1項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「除く。)</p>

新	旧
<p>(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第16条の2 平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に法附則第35条の2の3第1項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(これに類するものとして令で定めるものを<b>含む</b>、<b>証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く</b>。以下この項において同じ。)のうち租税特別措置法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、前条第1項の規定により法附則第35条の2の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、法附則第35条の2の3第1項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.2に相当する額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における前条第2項の規定の適用については、同項第1号中「<u>第14条、附則第7条第1項及び附則第</u></p>	<p>の額」とあるのは「除く。 )の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第2項第1号中「除く。 )の額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。 )の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額(当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」と、同項第2号中「除く。 )の額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。 )の額並びに法附則第35条の2第9項において準用する同条第1項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額の合計額(当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。</p> <p>(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第16条の2 平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に法附則第35条の2の3第1項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(これに類するものとして令で定めるものを<b>含む</b>、<b>証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く</b>。以下この項において同じ。)のうち租税特別措置法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、前条第1項の規定により法附則第35条の2の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、法附則第35条の2の3第1項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1に相当する額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における前条第2項の規定の適用については、同項第1号中「<u>これらの規定</u></p>

新	旧
<p>7条の4第1項」とあるのは「第14条」と、「並びに附則第16条第1項」とあるのは「並びに附則第16条第1項（附則第16条の2第1項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。））」と、「附則第7条第1項各号」とあるのは「附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第7条第1項各号」と、同項第2号中「法附則第35条の2第6項」とあるのは「法附則第35条の2第6項（法附則第35条の2の3第4項_____の規定により適用される場合を含む。以下同じ。））」とする。</p>	<p>_____」とあるのは「第15条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び_____附則第16条第1項（附則第16条の2第1項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）の規定による県民税の所得割の額」と、第16条及び附則第7条第1項</p>
<p>（先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例）</p>	<p>_____」と、同項第2号中「同条第1項_____」とあるのは</p>
<p>第16条の4 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額に対し、同項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。</p>	<p>「同条第1項_____（法附則第35条の2の3第4項において準用する同条第1項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。））」とする。</p> <p>（先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例）</p> <p>第16条の4 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、_____法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額に対し、同項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の100分の1.6に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。</p>
<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>
<p>(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の4第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。</p>	<p>(1) 第15条、第16条及び附則第7条第1項_____の規定の適用については、これらの規定</p>
<p>(2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した</p>	<p>_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号_____中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の4第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。</p> <p>(2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した</p>

新	旧
<p>場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第35条の4第4項_____の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。</p>	<p>場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第16条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第2項第1号中「除く。」の額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第16条の4第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額(当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」と、同項第2号中「除く。」の額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額の合計額(当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。</p>
<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る県民税の課税の特例)  第16条の5 県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(租税条</p>	

新	旧
<p>約実施特例法第3条の2の2第5項第4号の規定により読み替えられた法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から租税条約実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の2を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の2の税率)を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第15条、第16条及び附則第7条第1項の規定の適用については、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第1項に規定する条約適用利子等の額(租税条約実施特例法第3条の2の2第5項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額」とする。</p> <p>(2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第10項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民</p>	



新	旧
<p>税の所得割の額」とする。</p> <p>(3) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第2項第1号中「除く。」の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」と、同項第2号中「除く。」の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。</p> <p>3 県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第6項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額に100分の5（平成20年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3）の税率から限度税率を控除して得た率に100分の32（同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の1）を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の1.6（同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の1）の税率）を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。</p> <p>4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の法第45条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時ま</p>	

新	旧
<p>でに提出されたもの及びその時まで提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。</p> <p>5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第15条、第16条及び附則第7条第1項の規定の適用については、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、同項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額(租税条約実施特例法第3条の2の2第8項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額」とする。</p> <p>(2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第12項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民</p>	



新	旧
<p>税の所得割の額」とする。</p> <p>(3) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第2項第1号中「除く。」の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」と、同項第2号中「除く。」の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。</p> <p>6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項の規定の適用がある場合を除く。）における第16条の規定の適用については、同条中「又は同条第15項」とあるのは「若しくは附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の法第45条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの条の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認める場合を含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は法第32条第15項」とする。</p>	

新	旧				
<p align="center"><u>(法人の事業税の税率の特例)</u></p>	<p align="center"><u>(法人の事業税の税率の特例)</u></p>				
<p>第19条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第18条の2第1項第2号中</p>	<p>第19条 平成11年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部配により納付すべき法人の事業税を含む。)並びに法人税法第2条第29号の3に規定する特定信託の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第97号)の施行の日以後に終了する各計算期間に係る法人の事業税については、第18条の2第1項第1号ウの表中「100分の4.4」とあるのは「100分の3.8」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の5.5」と、「100分の8.6」とあるのは「100分の7.2」と、同項第2号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、同項第3号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の8.4」とあるのは「100分の7.3」と、「100分の11」とあるのは「100分の9.6」と、同条第2項第1号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、同項第2号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の8.4」とあるのは「100分の7.3」と、「100分の11」とあるのは「100分の9.6」と、同条第3項中「100分の1.5」とあるのは「100分の1.3」と、同条第4項第1号ウ中「100分の8.6」とあるのは「100分の7.2」と、同号エ中「100分の11」とあるのは「100分の9.6」と、同項第2号中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、同項第3号中「100分の11」とあるのは「100分の9.6」とする。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="188 344 878 432">「各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得</td> <td data-bbox="878 344 1115 432">100分の6.6」</td> </tr> </table>	「各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の6.6」	<p>とあるのは</p>		
「各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の6.6」				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="188 432 878 560">「各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額及び清算所得</td> <td data-bbox="878 432 1115 560">100分の6.6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 560 878 647">各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額</td> <td data-bbox="878 560 1115 647">100分の7.9」</td> </tr> </table>	「各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額及び清算所得	100分の6.6	各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の7.9」	<p>と、同条第4項第2号ア中「100分の6.6」とあるのは「100分の6.6(各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9)」とする。</p>
「各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額及び清算所得	100分の6.6				
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の7.9」				
<p>と、同条第4項第2号ア中「100分の6.6」とあるのは「100分の6.6(各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9)」とする。</p>	<p>2 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、前項中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、同項第3号の」とあるのは「</p>				

新	旧								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1126 183 1865 263">「各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得</td> <td data-bbox="1868 183 2105 263">100分の7.5」</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1126 264 2105 308">とあるのは</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 309 1865 389">「各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額及び清算所得</td> <td data-bbox="1868 309 2105 389">100分の6.6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 391 1865 470">各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額</td> <td data-bbox="1868 391 2105 470">100分の7.9」</td> </tr> </table> <p data-bbox="1126 478 2105 686">と、同項第3号の」と、「同項第2号中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」とあるのは「同項第2号ア中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9）」と、同号イ中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」とする。</p> <p data-bbox="1126 694 2105 766">別表（附則第9条関係） 退職所得に係る県民税の特別徴収税額表 省略</p>	「各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の7.5」	とあるのは		「各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額及び清算所得	100分の6.6	各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の7.9」
「各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の7.5」								
とあるのは									
「各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額及び清算所得	100分の6.6								
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の7.9」								

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年8月31日条例第21号）の一部改正

第2条に係る部分

新	旧
<p data-bbox="224 906 324 941"><b>附 則</b></p> <p data-bbox="168 949 1111 984">（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る県民税の課税の特例）</p> <p data-bbox="129 989 392 1024">第16条の5 省略</p> <p data-bbox="134 1029 1075 1064">2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p data-bbox="156 1069 1111 1396">(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第1項に規定する条約適用利</p>	<p data-bbox="1209 906 1310 941"><b>附 則</b></p> <p data-bbox="1153 949 2105 984">（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る県民税の課税の特例）</p> <p data-bbox="1120 989 1377 1024">第16条の5 省略</p> <p data-bbox="1124 1029 2065 1064">2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1146 1069 2105 1396">(1) 第15条、第16条及び附則第7条第1項 _____の規定の適用については、第15条及び第16条 _____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項中 _____「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号 _____中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第1項に規定する条約適用利</p>

新	旧
<p>子等の額(租税条約実施特例法第3条の2の2第5項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額」とする。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>子等の額(租税条約実施特例法第3条の2の2第5項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額」とする。</p> <p>(2) 省略</p>
<p>(3) <u>附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第2項第1号中「除く。」の額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額(当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」と、同項第2号中「除く。」の額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額の合計額(当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。</u></p>	<p>(3) <u>附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第2項第1号中「除く。」の額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額(当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」と、同項第2号中「除く。」の額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額の合計額(当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。</u></p>
<p>3 県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第6項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額に100分の5(平成20年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3)の税率から限度税率を控除して得た率に<u>5分の2</u>を乗じて得た率(当該納税義務者が租税条約実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、<u>100分の2</u>(同日までに支払を受けるべきものにあつては、<u>100分の1.2</u>)の税率)を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。</p>	<p>3 県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第6項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額に100分の5(平成20年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3)の税率から限度税率を控除して得た率に<u>100分の32(同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の1)</u>を乗じて得た率(当該納税義務者が租税条約実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、<u>100分の1.6(同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の1)</u>)の税率)を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。</p>

新	旧
<p>4 省略</p> <p>5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第14条から第16条まで、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第7条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額（租税条約実施特例法第3条の2の2第8項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>6 省略</p>	<p>4 省略</p> <p>5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>第15条、第16条及び附則第7条第1項</u>  <u>の規定の適用については、第15条及び第16条</u>  <u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額</u>  <u>及び 附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額</u>  <u>と、同項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの</u>  <u>及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等に係るもの</u>  <u>」と、「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16</u>  <u>条の5第3項の規定による県民税の所得割の額</u>  <u>」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは</u>  <u>「課税総所得金額及び附則第16条の5第3項に規定する条約適</u>  <u>用配当等の額（租税条約実施特例法第3条の2の2第8項第4号</u>  <u>の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用があ</u>  <u>る場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「除く。」</u>  <u>の額」とあるのは「除く。）の額並びに附則第16条の5第3項の</u>  <u>規定による県民税の所得割の額」と、同条第2項第1号中「除く。）</u>  <u>の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」と</u>  <u>あるのは「除く。）の額並びに附則第16条の5第3項の規定によ</u>  <u>る県民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数が</u>  <u>あるとき、又は当該合計額」と、同項第2号中「除く。）の額（当</u>  <u>該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは</u>  <u>「除く。）の額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項</u>  <u>の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額の</u>  <u>合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計</u>  <u>額」とする。</u></p> <p>6 省略</p>

愛媛県核燃料税条例（平成15年10月17日条例第54号）の一部改正

第3条に係る部分

新	旧
<p>（更正又は決定に関する通知）                      第10条 法第276条第4項の規定による核燃料税の更正又は決定の通知、法第278条第5項の規定による核燃料税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第279条第4項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。</p>	<p>（更正又は決定に関する通知）                      第10条 法第276条第4項の規定による核燃料税の更正又は決定の通知、法第278条第4項の規定による核燃料税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第279条第4項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。</p>